

随意契約（相手方指定）調書

件名	あらかわりサイクルセンター清掃業務委託	No.5200060
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	令和5年度分 955,497円（消費税込み）	

契約相手方	特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 (法人番号：2011505000812)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	長期継続契約

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>あらかわりサイクルセンター清掃業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 特定非営利活動法人 荒川区心身障害者事業団 所在地 東京都荒川区町屋三丁目30番4号101 代表者 理事長 佐藤 泰祥</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、あらかわりサイクルセンターの日常清掃業務委託である。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 上記法人は、荒川区において、障がい者の一般就労と福祉的就労の間である中間的な就労の場の確保に取り組むために設立された、区内唯一の法人である。</p> <p>② 本件は、あらかわりサイクルセンターにおける清掃業務を委託することにより、障がい者の就労場所及び就労訓練場所を創出することを目的としている。</p> <p>③ 上記法人は、これまでも清掃業務等を受託して障害者の就労の場を確保し支援を行い、東京しごと財団心身障害者職能開発センターの委託を受けて職能訓練を実施してきたほか、本件について平成28年度年から受託しており、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件は、地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約とする</p>